

- 1ページ～ 井上被告に死刑判決
9ページ～ 傍聴して
11ページ～ 元サマナの手記「予言と側近」
12ページ 窓口「死刑判決の基準」



元アーナンダさん

井上嘉浩被告に高裁死刑判決

5月28日、東京高裁104号法廷で、井上嘉浩被告(34)に高裁判決が下された。

死刑だった。

認定した犯罪事実

一連の事件のうち、VX3事件、火炎びん事件など5事件は、1審判決に事実誤認はない。

しかし、地下鉄サリン事件については、井上被告がサリン散布を発案し、松本智津夫(麻原彰晃)被告の受け入れるところとなって、これが共謀の最初のものとなり、その後、松本被告、村井秀夫元幹部(故人)と実行役、運転手役との間に立つなどして、総合調整ともいふべき重要な役割を果たし、1審判決がいうような後方支援ないし連絡調整の域を超えていた。

量刑の理由

一連の犯行は、国家権力等に対抗するために武装化を推進するかたわら、殺人でさえも悪業を積む者の魂を救済することになるなど特異な教義を唱える教団を背景に、その教祖である松本被告の指示命令に従った組織的、計画的なものである。被害者は死者だけでも合計15人と多数である。

地下鉄事件は、教団施設に対する強制捜査を恐れた松本被告、村井元幹部らが強制捜査を阻止するため、首都中心部を大混乱に陥れるべく、無差別大量殺人を敢行しようとしてサリンを生成し、乗客や地下鉄職員ら12人を殺害し、14人に重篤な傷害ないし重傷を負わせた(実際には多数の負傷者を出したが、訴因との関係上触れない)。

その動機たるや実に狂信的、独善的である。犯行態様は残虐卑劣で非人道的である。被害者らの苦痛、恐怖は多大で、生命を絶たれた無念さは、筆舌に尽くしがたい。遺族の悲嘆なども甚大である。被害者、遺族が極刑を望むのも当然である。首都が大混乱に陥り、わが国の治安に対する国際的信頼も揺るがせた。

被告はサリン使用を発案し、犯行に使用する車5台を調達するなど、総合調整ともいべき極めて重要な役割を果たし、少なくとも実行役と同等の刑事責任がある。

仮谷清志さん事件の犯行は組織的、計画的である。しかも、証拠隠滅のため遺体を焼却しており、死者の尊厳に対する配慮がみじんもない。被告は拉致の責任者とともに中心的役割を果たした。

他方、井上被告は高校卒業直後には出家し、社会的に未熟だった。検挙後、比較的早い段階から松本被告の正当性に懐疑を持ち、影響から次第に離脱して、ほぼ全面的に自供して教団を脱退した。ほかの信徒らの公判でも証言して事案解明に協力した。そして、反省を深め、自分の罪の大きさに打ちひしがれ、被害者らにわびている。現在では同種犯行に及ぶ危険性は消滅したといえる。

被告の両親が地下鉄事件の遺族らに謝罪の手紙を書き、合計600万円を寄付し、被告も(他の被告の公判に証人出廷して得た)証人手当を寄付しており、贖罪に努めようとする姿勢が顕著である。

しかし、量刑は、犯罪の罪質、動機、態様、結果、そして役割といった行為面がその中核的要素となる。これを踏まえると、地下鉄事件では実に悲惨な結果をもたらし、それだけでも優に死刑に値するというべきである。

一審判決は、下記のように判断し、2000年6月6日、無期懲役の判決としていたのだが。 以上の通り、報告します。

対照すべき2000年6月6日の地裁判決

六 また、弁護人は、被告人は、一六歳の未熟な時期にオウム真理教に入信し、以後教団以外の社会での生活を経験しないまま、二四、五歳で本件各犯行に及んだものであって、被告人自身には利己的な動機はなく、Dにマインドコントロールされた結果、Dの命令に従わざるを得ない心理的状況に追い込まれていたもので、その事情は量刑上十分考慮されるべきであると主張する。

1 マインドコントロールについては、前示したとおりであり（第八）、被告人は、本件各犯行当時、教団内にあってDから心理的拘束を受け、その命令や意思に反することが心理的にかなり困難な状況にあり、そのような事情は量刑にあたっては一定限度で考慮することができるといえよう。

もっとも、さらに検討すると、Dが説く教義や修行の内容をみれば、教団が武装化を進め、ポアと称して人の生命を奪うことまで容認するような趣旨でヴァジラヤーナの教義を唱えるに至った時点においては、最早それらが著しい反社会性や違法性を有するものであることは明白であって、通常人であれば、殺人さえも正当化するような教団に従って、違法行為や反社会的行為を行うことが許されざるものであることに、容易に気付いてしかるべきであり、被告人にも、それに気付く機会が折に触れて存在していた。

それにもかかわらず、被告人は、解脱、悟りを得たいとの強い欲求等からその機会を見過ごし、あるいはこれに気付きながらもなお、自己の判断で教団に残ったのであるから本件各犯行時まで教団にとどまり、各犯行に加担する事態に至ったことは、結局のところ、被告人が自ら選択したことの帰結である。このような観点からすれば、被告人が心理的拘束下にあったことを、特段有利な情状として考慮することは本来相当でないといふべきであろう。

しかし、被告人は、高校二年の一六歳の時にオウム真理教に入信し、高校を卒業した直後に出家をし、大学一年の夏休み前まで教団施設から大学に通ったのみで、その後は専ら教団内で生活し、一般の社会人としての経験は全くない。そして、被告人は、もともと解脱、悟りを早く得たいとの強い欲求があり、入信後は、できるだけ早く解脱、悟りに達し、社会を救済したいと考え、Dを信じて、人一倍熱心に修行に励んでいた。被告人が入信し、さらに出家した当時のオウム真理教は、まだ武装化など反社会的性格を顕著に示してはおらず、被告人が、当初Dを信じ、Dに従っていたことを一方的に強く非難することはできない。その後、Dを信じていた被告人は、オウム真理教が武装化を始め、反社会的集団に変貌していく中で、自己に課されるワークの内容や修行内容に対して、疑問を持ったり、教義と自己の価値判断等との間で葛藤しながらも、結局は、Dを信じ、Dに従ってきたのであるが、被告人がこのような葛藤の中で、Dを否定することは、入信や出家までの間にそれなりの社会経験を有し、社会的地位や家庭を築いてきた者と比較すれば、より困難であったことは否めないところである。被告人にとっては高校卒業後に修行者となることを選択して出家し、両親の下を離れて以来、修行、生活の場としていた教団こそが、被告人が社会経験を積み、人間的に成長して行く世界となっただけだったのである。このような被告人が、Dやそれまでの自己の修行を否定することは、自分の社会経験をすべて否定することにつながり、必ずしも容易なことではなかったであろうことは、率直に認めざるを得ない。

そうすると、このようなDの影響下から離脱することの困難性は通常の者と比較して程度問題に過ぎないから、それをもって責任能力や期待可能性の存否に影響を与えるまでのものではないことはもとよりであるが、本件各犯行当時、被告人が置かれていた状況や心理状態は、被告人にとって有利な情状の一つとして、決して過大視はできないものの、それなりに評価することが相当である。

2 さらに、前示のとおり、被告人はDの心理的拘束下にありながらも、殺人などのように反社会性の強い行為について実行犯として犯すところまでは至っていなかった。被告人は一六歳の若さでオウム真理教に入信して以来、長期間にわたって強く、Dからのマインドコントロール的な影響を受け続けてきたものであって、それにもかかわらず、なお完全にはDの統制下に入っていなかったことは、被告人自身の道徳、倫理観や価値観等が諜報省が担ったような通常の違法行為はともかく、殺人等の直接的な実行行為まで犯すことには抵抗していたものともみられるのであって、このことは被告人の犯罪性向を検討するにあたって重要な要素である。

そして、本件各犯行について、被告人の関与状況を具体的にみるに、前示のとおりであり、被告人はこれだけ多種多様の凶悪な犯行に加担する中で、直接自らの手で人を殺害する実行行為には及んでいない（なお、その例外とみえるM事件については前示のとおりである。さらに、訴因外ではあるが、アタッシュケース事件もその例外のようにみえるが、それまでの経緯等からして、既にいわゆる松本サリン事件を経ているサリンを使用する場合と異なり、どれだけの実現可能性があったか判然とせず、また結局のところ、実行に及ぶことを逡巡した被告人の過誤で実害が生じなかったのではないかとみる余地すらある。）。被告人はそれをトラウマと称し、どうしてもそれだけは容易に踏み切れなかったし、Dもそれを見抜いて執拗には命じなかったというのであるが、失敗に終わったとはいえS事件の第一回襲撃の経緯、状況、乙山爆発事件や新宿青酸事件、都庁事件等で、直接的な実行行為に及んだり、自己の手で犯すのでなければ極めて危険かつ暴虐な犯行に出ていること、S事件の第二回襲撃以降に関与したQによれば、被告人が平然としてQに実行を肩代わりさせた経緯がみられることなどからすると、結局は自らの手は汚したくないという意向に基づくもので、決して他者の殺害に躊躇を覚えるというようなきれいな事ではない面も窺えるし、むしろ他人に最も深刻な役割を当然のように押し付ける卑劣な傾向すら窺うことができ、必ずしも被告人に有利な方向でのみ勘案することはできない。しかし、それにしても、数々の本件各犯行に関与し、しかもその役割として、教団施設等で計画を立案し、指示命令する立場ではなく、現場で実行メンバーの一部として実行面に当たることの多かった被告人が、何度かDからの指示を受けながらも、結局最後まで直接的な実行行為をするに至らなかったことは、被告人の刑責を考えるにあたって見落とすことができない。

すなわち、このような被告人の関与状況は、それ自体として自ら実行に及んだ者ないし犯行を首謀し、指揮命令した者に比べれば、比較の問題とはいえ、犯情を些かなりとも軽減する方向に働かし、とりわけ末期には狂気のごとき殺人集団の様を呈していたオウム真理教にあって、秘密ワークに一貫して関わる中でも、最後までその一線を超えなかったことは、その理由として被告人が述べるところをどこまで信用、重視するかはともかくとして、当時、被告人が違法行為の繰返しに、内心での疑念や躊躇、抵抗を感じ、さまざまな葛藤の中で外部からもそれと分かるほど憔悴していた状況をも勘案すると、それなりに被告人の人間性が発露したものであり、その犯罪性向がさほど躊躇することなく殺人をも犯すような程度にまでは深化していないことを示す証左として、その限りでは評価してよい点といえよう。

七 さらに、弁護人は、被告人が自分の行為を真摯に反省悔悟し、心から被害者に詫びる気持ちを持っていると主張する。

1 まず、弁護人は、被告人がDの教えの誤りに気付き、精神的、肉体的苦痛を自力で乗り越えてオウム真理教から脱会し、他の信者にもDを否定するよう呼びかける行動に出たことを指摘する。

被告人が、逮捕当初は事実について黙秘するなどし、その後は自らの行為については認めながらもDの関与については進んで明らかにしようとしなかった時期を経て、捜査担当者が承知していなかったDの言動まで述べるようになった経緯は被告人の供述の経過に照らして明らかであり、その過程において、被告人が平成七年一二月に教団から脱会したことも、証拠上認められる。確かに、弁護人指摘のとおり、本件各犯行に関与した共犯者の中で、今なお教団の反社会性に目を背け、Dに対する帰依を捨てきれないでいる者の存在も窺えるのであって、それに比べれば、被告人の反省の情をその限りで認めることはできよう。また、被告人がDの教えを否定するに至る過程にあつて、Dによるマインドコントロール的な影響から抜け出るため、個人的に非常な精神的苦痛を伴った経緯も窺えないではない。しかし、前示のとおり（六1）、もともとDの説く教義なるものは、およそ荒唐無稽で到底人類の救済などといい得るようなたぐいのものではなく、しかも被告人は本件各犯行当時は修行としてのワークという名目で専ら違法な活動に従事していたのであるから、それにも関わらずDに対する帰依を維持していたのは、主として被告人の責に帰すべきところというほかない。逮捕後脱会する過程で、相応の困難があったからといって、それを被告人のために特段酌むべき事情とみることは相当でない。

ただ、被告人が、自己の行為の責任を自覚するとともに、Dの教義の極めて独善的な欺瞞性、自己中心的な反社会性に思いを致して、単に脱会するにとどまらず、積極的にDを否定する行動に出、勾留理由開示などを通して、逃走中であつたり教団にとどまる信者らに対して、Dを否定するメッセージを送り、Oのように現にこれに影響された者もいることは、本件各犯行が狂信的な犯罪集団と化していたといつてよい教団による組織ぐるみの一連の犯罪であることからすると、相応の評価をしてもよい事柄である。

また、このような過程を経て、被告人が、事実を正直に話さなければならないと考えようになり、自ら捜査官を呼んでそれまで捜査機関に発覚していなかったリムジン車中での会話に関する重要事項を明らかにするなどし、これまで、Dを始めとする他の教団関係者の法廷を含むさまざまな場面で、自らの刑事責任に直結する事柄についても証言を拒絶することなく、事実を繰り返し述べてきたことは、被告人の反省の現れとみることができる。

すなわち、被告人は、自己に不利益な点を含め、できるだけ正確にかつ詳細に思い出そうと努めて、正直に供述しようとする姿勢を示し、それに従って供述していることは公判廷を通じて十分に理解できるところ、被告人がすすんで供述した内容が、教団の実体や違法行為の解明に貢献するものであることは、未だに被告人以外にDの関わりを明確に述べる者がいない右リムジン内の会話に関する点を始めとするその供述内容自体及び被告人が主として検察官証人として、平成八年五月から平成十一年一月までの間でも約九〇回出廷して証言していることから十分窺える。被告人が多く他の法廷に出廷しているのは、自ら関与した犯罪事実が多数であるからであり、また、オウム真理教関係者の中で事実について供述する者も多く、被告人のみが供述して事案の真相を明らかにしようとしているわけでもない。

しかし、Dを始めとして、地下鉄サリン事件などに関与したり、Dの側近にいた者らの中には、未だ証言を拒絶する者も複数いて、犯行の重要部分が明らかにならない点が存在しており、Dとの関わりやDの指示について供述できる立場にあり、かつ、事実を完全に否定しているDの面前での証言のように、被告人にとっては困難があると思われる客観的状況下でも、それらをつぶさに供述する態度を貫いてきた被告人の行動が、事案の解明に重要であることは否定できない。そうすると、右のような点を全く考慮しないというのは相当とは思われない。

2 また、弁護人は、被告人が被告人なりに、精一杯反省を深めようとしているとする被告人は、第一回公判から「すべての事件に関与したことは間違いない。結果の重大さ、罪の重さを改めて自覚し、被害者、御遺族、未だに後遺症に苦しむ方々などには本当に申し訳なく、どのような言葉でお詫びすればいいのか、その言葉すら見い出することができない」旨述べ、弁護人が期待可能性がないなどして無罪を主張した後も、「自分の無罪を考えていない。」と明言して事件に対する反省の態度を示しており、当初から被告人なりに心から反省し、謝罪する気持ちを表現しようとしていたものとは窺える。しかし、同時に、「本当の修行者としてすべての事実を明らかにすることが今の自分にできる唯一の償いである」と述べるなど、なお宗教や修行に強くこだわる姿勢を見せていたのであって、その反省や謝罪のあり方は甚だ不十分なものであった。その後も、被告人は、拘置所内で被害者のために瞑想修行をしていると述べるなど、およそ自己の行為に対する通常の反省の示し方とは異なる態度を見せ続けてきた。

公判廷を傍聴した被害者やその遺族にとって、このような姿勢で公判に臨む被告人の在り方やその供述態度からして、如何に被告人がさまざまなオウム真理教による犯行に関する供述を重ねていっても、なお反省、悔悟や謝罪の気持ちが十分でないと映ったのは当然のことであった。当裁判所は、本件各犯行の被害者、その遺族、関係者等一五名を超える証人を取り調べたが、被告人の面前で証言した被害者の遺族の多くが、「裁判の結果に従いますって、それが反省していることになるのか。誰だって死にたくない。亡くなった人も皆そうだよ。」「自分のためにしか言っておらず、真摯に反省しているとは思えない。人の生命を奪ったのだからそれを償うのなら、死ぬことしかないのに、そういう気持ちで裁判に向かっているとは感じられない。謝罪の気持ちも伝わらないし、現実を直視していない。」などと被告人を痛烈に非難し、おしなべて被告人に対して極刑を求めた心情は、まことによく理解できるところである。

しかしながら、被告人は、間近に被害者やその遺族の述べるところを聞いて衝撃を受け、自分の思い上がりや自己保身のための偽善を述べてきたことによりやく気付くようになるとともに、自らの心理状態や宗教との関わり方の問題点について西田鑑定を受け、浅見証言を聞き、その中で「人格としての膨らみが高校生程度にとどまっている。現実感がなく、修行にこだわっている。」との指摘を受けるなどし、とりわけ証拠調べの終盤において、集中的に取り調べた多くの被害者やその遺族らが、前示のように、異口同音に被告人らの犯した行為によって生じた被害の悲惨さ、甚大さや被告人に対する厳しい処罰意見を繰り返すのを目の当たりにして、次第に独りよがりな態度を改めて宗教的なものに逃げこむことなく、人間として自己の責任に正面から向き合うように努め、改めて自分が極めて傲慢で、他人の生命や感情を全くないがしろにして教団外の個々人の生活や思いを顧みようともしていなかったことに思い至って、自らの犯した罪の大きさに打ちひしがれ、その行為がもたらした取返しのつかない惨状に対する畏れを実感して

困惑、苦悩し、被害関係者に対する素直な謝罪の念を示しながらも、一方ではなお自らの生へ執着して迷うなど、人間としての率直な気持ちを素直に示すようになってきた。

すなわち、被害者らの本当の悲惨な現実を全く感じておらず、それまでの反省、悔悟なるものが、まことに浅薄で、宗教という名の下に逃げ込もうとする方向性を誤った極めて不十分なものであったことを痛切に感じたとして、「審理当初は反省ができていなかったし、自分に都合の良いことを振り切る姿勢に欠けて、考えていけないと思いながらもやはり自分の刑について考えており、事実を供述することが有利に働くという汚れた意識が自分の中にあったことに気付いた。」などと率直に認め、さらに最後の被告人質問では、「被害者や遺族の証言を聞いていてものすごく怖かったし、何てことをしたんだろうと、自分自身が生きていることが申し訳なく、自分は何もできないことを感じて、本当に怖くてどうしていいかわからない。これだけの罪を犯した者として、人としてどうあるべきかを自覚すべきなのに、それを見失っていた。自分には償いなど何もできなかったことを痛感している。犯した罪が怖くて宗教的に考えていて、Xと異なり、人としてどうあるべきかを考え、自分の生命を投げ出すだけの勇気がなかった。宗教から離れて、これだけの罪を犯した人間としての在り方を真剣に考えるべきことを、最後になってようやく自覚し、自分ができることは厳しい法の裁きを受けることだと思い至った。」旨心境を述べ、検察官の死刑求刑を受けての最終陳述に際しても、自分の反省が甘かったとして、最後に「何の落ち度もないのに亡くなった人のことを考えると、もう何も言えません。」と述べるに至っているのである。

このような、本件審理における被告人の供述の経緯や状況及びその態度等に照らすと被告人が述べる反省と謝罪の言葉には、その内面の変化が十分に見て取れ、現段階においては、被告人の本件各犯行に対する反省、悔悟が真摯かつ顕著なものであると認めることができる。

もとより、事実について明らかにしようと努め、反省の情を示していることなどの被告人の主観的事実、とりわけ被害者やその遺族の立場を考えれば、被告人のために酌むべき事情として過度に重視することは適当ではない（最高裁平成十一年一月二〇日第二小法廷判決・刑集五三卷九号一六〇頁、最高裁平成十一年一月二九日第二小法廷判決）。しかし、以上のような事情及び被告人の反省、悔悟及び謝罪の気持ちが真摯なものであることは、量刑上も一定の限度では有利に考慮できる事柄であるし、とりわけ、被告人の反社会性、犯罪性向の程度が前示のようなものとどまることとも併せ鑑みると、被告人に対する死刑選択の検討に際して、斟酌しうるに足る要素というべきである。

八 以上検討してきたとおりであり、被告人は、オウム真理教関係者による一連の犯行の捜査、起訴の段階において、諜報省長官として教団の非合法活動の実行部隊の中心と喧伝されたのであるが、正にそれに相応するかのよう、殺人の被害者だけでも実に一四名に及ぶ本件各犯行を犯し、その実行行為者あるいは犯行の主導者などとして重要な役割を果たしているのであって、各犯行の罪質、動機、態様、結果の悪質、重大性、遺族の被害感情及びこれらが我が国に及ぼした甚大な社会的影響等を全体としてみると、被告人の刑事責任は極めて重大というべきであり、死刑を選択することは当然に許されるべきで、むしろ、それを選択すべきであるものとすらいえる。

しかしながら、これを被告人の各犯行に対する関与状況について個別具体的にみるときは、前示のとおりであり、量刑上最も重要であるべき地下鉄サリン事件においては、自ら実行行為を行っておらず、首謀者でも現場指揮者でもなく、さらに指揮系統に属する者として実行役らに指示する立場にあたり、現に指示するなどの行為にも及んでおらず、結局犯行に関与した共犯者の中では、本来的な実行メンバーではなかったものの、後方支援あるいは連絡調整役の役割を行ったもので、実際的にも主導的役割を果たしたとはいえないのである（五１）。共同正犯あるいは共謀共同正犯が、犯行全体に対して責任を負うことは当然であるとしても、直接実行行為を行った者や当該犯行の首謀者等の地位にある者と直接の実行行為を分担していなかった者との間には、その責任の程度において差異があることもまた明らかである。共犯者中で主導的あるいは上位の指示者の立場の者か、それ以外かによっても、同様に責任の程度には差異が生ずる。地下鉄サリン事件において、被告人の行った行為や果たした役割、共犯者中の立場は、実行者と同視することができる程度のものとまではいえない。また、被告人は、乙山爆発事件を除くその他の事件においても、実行行為あるいは結果発生に直結するような実行行為を行っていない。すなわち、M事件では直接的な殺害行為以外の面で実行行為の一部に関与したに過ぎず（五２）、VXT事件では犯行を指揮する立場にあったとはいえ、Iの補佐役にとどまっており、共犯者中で最も主導的な役割を果たしたとはいえず（五３）、そのほか被告人が自ら実行したり、実行者を指揮、主導した犯行においては、被害者が死亡するに至っているものはないのである。

そして、被告人の本件各犯行当時の心理的状況、現在までの反省、謝罪の態度、自己及び他の公判廷での供述態度及びその内容、それらから窺われる被告人の犯罪性、反社会性の状況、程度、前科前歴がないこと、両親が三〇〇万円をサリン事件等共助基金に寄付していること、被告人も自らの証人日当について約五〇万円全額を寄付していることなどの諸事情を併せ考えると、被告人に、地下鉄サリン事件の首謀者や実行行為者と同視しうるような責任までを負わせることはできず、死刑が究極の峻厳な刑であり、その適用に当たっては、慎重かつ綿密に犯行の罪質、態様、結果等諸般の情状を検討し、真にやむを得ない場合に限って選択することが求められることからすると、被告人に対して、死刑という極刑を選択することには、なお幾分か躊躇を感ぜざるを得ない。

よって、被告人を無期懲役に処するのが相当と判断した。

なお、以上のような量刑事情に鑑み、未決勾留日数は算入しない。

（ 以上は地裁判決の中の量刑事情のあたりの抄本です ）



高 裁 判 決 公 判 ― 感 想

窓 口 滝 本 太 郎

一審で、求刑が死刑だったところ無期懲役、それに対する検察官の控訴、死刑求刑という経緯だった。

判決は、午前10時から12時まで、主文は最後に言い渡された。

「原判決を破棄する、刑事訴訟法400条但書により自判
被告人を死刑に処する」

呆然としてしまった。弁護側も、親御さんも、証人に出た私どもも、そして検察側、被害者の方も、呆然としていたように感じる。

「ひょっとしたら」というおそれは持ってきたが、そんなことはないだろうとまず誰もが思ってきた、と思う。

判決文は、早川被告の高裁判決52分よりは長く、120分かかったが、最後の20分あたりで、次のように地下鉄サリンで彼がしたことを詳しく認定し「少なくとも実行犯と同等の責任があり、それだけで極刑を免れない」というような言葉が数回出てきて、あああつ、と思った。

- ・ リムジン車でサリンを言い出す
- ・ 運転手役が必要だと指摘した
- ・ 松本から決意の固さを聞かれ、答えている
- ・ 10人の名を松本から聞いている
- ・ 運転手役の5人の名、集合場所を伝えている
- ・ 各2人で詳細を詰めるよう指示している
- ・ 自分の携帯電話番号を伝えている。
- ・ お金を配布している
- ・ サリンが届かず上九一色まで取りに行き、松本からたしなめられている
- ・ カサを購入している
- ・ カサの先を尖らせる作業を手伝っている
- ・ 松本は、東京では井上と協議するようにも言っている
- ・ 傘など証拠隠滅を図っている

だが、「しかしながら」と判決文が進むことも、一般に少なくない。事実、高裁でも被害者・遺族らから積極的に死刑を求める証言は出ず、かえって被告人との接見を希望する遺族もおられたのだから。

被告人の汲むべき事情を確かに述べ、だがそれでも最大限汲んでも、として死刑判決でした。

検察側の主張は、2つの点を入れたのみです。

- 1－仮谷さん事件について被告人も逮捕監禁「致死」罪であること、
 - 2－地下鉄サリン事件について単なる連絡役でないこと、
- を入れて、一審の判決文をその限りで書き換えた。

つまり、検察側は

- 1－V X 3 事件で「現場指揮役」だと主張したが、それは新実被告だけだと
していれず、
- 2－青酸ガス事件は無差別大量殺人の意図だとしたが、実態と行動からして大
規模テロを目指したとまではいえないとし
- 3－反省は自己保身であるとしたが、真摯である
- 4－地下鉄サリン事件において、松本から指示されておらず、「現場指揮者」
とは言えない
としました。

判決の週の月曜日、彼に面会したとき、彼は

「どんな判決にしても、私のような者に対してありがたかったです、
浅見先生、西田先生、滝本さんらに気にしてもらって、仮谷さんに
直接話してお詫びする機会もできて、ありがたかった。ありがとうございます」

と言っていた。

ああ、事件の重さを日々感じている、と思っていた。

十牛図

101～104号内
佐伯-明被告等



手記 予言と側近

元サマナ、男性、40代

教祖が、なぜ、あれほど強烈なことをしたのか、それから「救済者と信じていたのか」と聞かれることがあります。

私の、こんなことを言っているのかどうか分かりませんが、教祖は本当に、予言を信じ、自分を「救済者」だと思って、したのだと思います。

最も記憶に残っているのが、とあるクンダリーニーヨーガも成就したサマナと教祖とのことです。私は、自動車を交代で運転しているのですが、とある編集担当の人が、その頃、常に同乗していました。

その人は、いつも「予言を解読した」というパソコンをもって、それを読んで教祖に読み上げていました。すると、教祖は、「そうかっ、すごい」とか言っていました。

それまでも、「松の字」とか「片目」とか、「筋肉隆々」とか、ノストラダムスの予言で言われていると聞いていたので、聞いている自分も、そうかっ、「尊師はやっぱり救済者なんだ」と思いました。

私は、出家してもう5年も立っていたし、「救済」の最後まで見届けようと考えました。

また、毒ガス攻撃については、こんなこともありました。今、死刑判決を受けてしまっている人ですが、朝、自動車に教祖が乗りに来たとき、教祖に「黄色い粉がボンネットに乗っています」「毒、撒かれました」と言っていました。

その時は、私は、見るからに花粉だと思ったので、おかしいことを言っているなあとは思ったが、何もいいませんでした。

思えば、あの頃は、みんな毒ガス攻撃を信じてはいたけれど、側近の中には、過剰にこじつけて教祖に言う人がおり、一方で一步、離れて、どこか疑いを残していた人がいたと思います。その違いは何だったのかなあ、とも考えます。

その時、少し疑問を残していた人は結局、重い事件に使われず、死刑や無期懲役になった人も少ない、と思います。1994年に脱走したラーフラさん、クラさんや、最後の段階で使われなかった私にしても、どこか疑問を残していた人でした。

また、人をすぐスパイと疑ったり、毒ガス攻撃を内部の人がしていると言ったりしてきた人がいて、教祖は、ますます疑心暗鬼になっていったように思います。

そんなことからすると、オウム事件は、教祖の責任だけでなく、予言を都合のいいようにあえて解読した側近や、被害妄想やグルが喜ぶような情報を与えた側近などにも、相応の責任があると思います。

私にも、歯車一つとしての責任がもちろんありますが。

今、グルを囲んでの、貧しいけれど熱心な修行集団の夢を見ることがあります。そんなイメージでずっといられれば良かったのに、と被害者・遺族には申し訳ないですけど、正直なところ思います。

以上

死刑判決の基準

現在の日本での基準を正確に持たない方もいると思うので、参考までに転載します。1983年7月8日最高裁第2小法廷で逆転死刑差戻となった永山則夫被告の判決文からです。

——死刑が人間存在の根元である生命そのものを永遠に奪い去る冷厳な極刑であり、誠にやむをえない場合における窮極の刑罰であることにかんがみると、その適用が慎重に行われなければならないことは原判決の判示するとおりである。そして、裁判所が死刑を選択できる場合として原判決が判示した前記見解の趣旨は、死刑を選択するにつきほとんど異論の余地がない程度に極めて情状が悪い場合をいうものとして理解することができないものではない。結局、死刑制度を存置する現行法制の下では、犯行の罪質、動機、態様ことに殺害の手段方法の執拗性・残虐性、結果の重大性ことに殺害された被害者の数、遺族の被害感情、

社会的影響、犯人の年齢、前科、犯行後の情状等各般の情状を併せ考察したとき、その罪責が誠に重大であって、罪刑の均衡の見地からも一般予防の見地からも極刑がやむをえないと認められる場合には、死刑の選択も許されるものといわなければならない。——

井上被告への死刑判決は、果たして妥当だろうか。麻原さん以外で12人に死刑判決ということとなってしまった。マインド・コントロールのことを別としてであっても、それを大歓迎するのが麻原彰晃こと松本智津夫であるとき、悔しくて仕方がない。

最高裁では、改めて逆転すべきだと思う。また、松本被告の裁判こそが、まず最高裁で確定されるべきであり、その後に他の被告人の量刑を改めて考えるべきものだと思う。

<http://www.cnet-sc.ne.jp/canarium/>

(地球の揺りかいで)

守る。

◎カナリヤは歌を歌え
なくなつた鳥を棄てる
のではなく、温かく見

◎カナリヤは自分で自
分の歌(考え)を歌う。

◎カナリヤは歌を思い
出す手助けをする。

歌を忘れたカナリヤは
象牙の船に銀の櫂
月夜の海に浮かべれば
忘れた歌を思い出す

歌を忘れたカナリヤは
柳の鞭でぶちましょか
いえいえそれもありません

歌を忘れたカナリヤは
背戸の小藪に埋めましょか
いえいえそれもありません

歌を忘れたカナリヤは
後の山に捨てましょか
いえいえそれはなりません

発行 カナリヤの会

連絡先 〒242 神奈川県大和市中央2～1～15 パークロード大和ビル2階

電話 0462-63-0130

大和法律事務所 窓口滝本太郎気付

FAX 0462-63-0375

購読費・カンパ 横浜銀行大和支店 普通1343078 カナリヤの会滝本太郎